相互変調特性		
1　最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上 3　最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル、
2　最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二二・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）二〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）二二・七MHz及び（±）二八・二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	チャネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より九デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz及び（±）三五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	